

## 航空事業者からの提案（概要）

## 提案に対する検討会の考え方

### （1）航空機局の検査について

① 電波法に基づく航空機局の定期検査と、航空法に基づく更新検査の**検査項目に重複がある**。

電波法では、その目的である「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進すること」の中で安全性も含めて航空機局を監理しているため、**重複しているものではない**。

② 航空機局の無線設備の故障率は過去と比べて減少しており、**ほとんど故障しない**。

無線設備の性能は向上しているが、無線設備の**信頼性向上に関するデータが十分に取得・分析できる状況にない**。

③ 諸外国において、日本のように、航空機局の**検査を毎年実施している例はない**。

欧米では「自主管理型」、日韓では「事前規制型」の検査制度が導入されており、**対応にばらつきがある**。

④ 航空機局の定期検査に掛かる**費用が多すぎる**。

費用に関する**十分なデータが提出されなかった**。

### （2）共通予備装置の管理について

① 無線設備の共通予備装置の**登録・管理手続が煩雑**である。

現状では、共通予備装置として使用するために事前に書面審査及び変更検査をへて、総務大臣の許可を要するとしているが、共通予備装置として使用するための変更検査の省略により**手続きを簡素化するため、制度を見直す**。

② 諸外国では航空機局の無線設備の製造番号管理は行っておらず、**登録された無線設備の予備品は自由に使用出来る**。

③ 我が国では、他社と無線設備の**相互利用ができず**、自社で予備品を準備しなければならないため、コストがかさむ。

**現状においても**、予備品として使用する無線設備は、事前に許可を得ることにより他社と**相互利用が可能**となっている。

### 【まとめ①】 航空機局の検査について

検査結果データを分析し、管理・検査の妥当性の検証、その後の検査の在り方を検討するため、学識経験者や消費者団体等の第三者を中心とした**評価会を設立**し、評価・検討を実施

### 【まとめ②】 共通予備装置の管理について

共通予備装置として使用する無線設備の許可を受ける際に、変更検査を要しないようにし、手続きの簡素化と許可までの時間の短縮を図る。